

刑事賠償制度における歴史的変遷について

郭 洪 生

はじめに

中国の国家賠償制度が1995年1月1日に実施されてからもう10年になっており、この10年間の中国社会の変化は著しく大きかった。特に「法治国家」への法整備は着々進んでおり、2004年の改正された憲法にも、次の条文を増加し「公民の適法な私有財産は、侵害を受けない」（第13条1項）「国家は、公共利益の必要のため、法律の定めるところにより、公民の私有財産を収用し、かつ、補償を与えたことができる」（第13条3項）「国家は、人権を尊重し、及び保障する」（第33条3項）これらのように「私有財産の不可侵」、「人権の尊重」、「補償」という用語は憲法の中で始めて用いた。

上述した変化に応じて、2004年12月では、「国家賠償法」の改正案が全国人民代表大会第10期常務委員会に提出し立法計画を立てた。そして、現行国家賠償法も新たな時代に適用しなくてはならない。

刑事賠償とは、ここで筆者は仮に定義すると、「人の合法的権利が司法権の行使により侵害を加え損害を生じた場合の救済制度」である。刑事賠償制度が各国の呼び方は違い、中国では、国家賠償法の中に含めて「刑事賠償」と言い、日本では「刑事補償」という。台湾では「冤獄賠償」と呼ばれる。本稿では、統一に「刑事賠償」という名称を使う。

本論では欧米や日本など先進諸国の「刑事賠償制度」の歴史的な変遷を検討し、その上で、長い歴史をもつ中国の刑事賠償制度はどのようなものであるかを明らかにしたい。

一 諸外国における刑事賠償制度

18世紀以来、「自由、平等」の思想の下で、多くの国では、人身自由及び国民権利の保障は、憲法の中に規定された。次は欧米諸国の「刑事賠償制度」の歴史背景を考察する。

（1）イギリス

①イギリスでは、成文法の「刑事賠償法」がないが、しかし、歴史上では、最も早い刑事賠償制度の歴史をもつ国であり、1455年に「刑事賠償」先例があった¹。その後、1679年、刑事賠償を実施した記録もあった。1816年国会で「人身出廷状」が制定され、これは、刑事賠償制度の最も早いものと言われた。

② 「The king Can do not wrong」の思想影響が大きかった。

③ 1947年の「国王訴訟手続法案」(The Crown 's Proceodings Act of 1947)があった。

(2) アメリカ

①刑事賠償制度においては、部分の州があったが、例えば、California, Wisconsin, North Dakota 等、「刑事賠償」法令があった。

②1946年の「Legislative Reorganisation Act of 1946」の第4章で「Federal Tort Claim Act」詳細に規定された²。

(3) ドイツ

①19世紀初期、著名学者 Gersteeding, Heninze, Geyer, Schurfrye 等が「刑事賠償」の救済について検討した。

②1898年5月20日政府が「再審無罪判決賠償法」(Gesetz Betreffend die Entschädigung der im Wiedenaufnahmeverfahren freigesprochenen Personen)を公布した。1904年7月14日に「勾留賠償法」(Gesetz Betreffend die Entschädigung fuer Unschuldige Erlittene Untersuchungshaft)を訂正した。

③1932年に「冤罪賠償法」を制定した。

(4) フランス

①1871年フランス Benardt 弁護士は、「誤判の賠償について」という論文で法律の正義と神聖を主張した³。

②1895年では、法律により再審において無罪を言渡された被告人に対する損害の賠償を認めることとなった⁴。

二 日本における刑事賠償制度

日本の刑事補償制度は、アジアで、より一番早い、より完備するものである。明治初年のとき、当事者は地方官長の誤った処罰に対し、裁判所で訴訟という規定があった。第一次世界戦争後、ドイツに影響され、1930年に、「刑事補償法」を公布され、1950年、一部分を改正し、1952年、1953年又は1954年に3回で改正した。

第二次世界大戦後、アメリカの影響で憲法を誕生した。前述のように、1946年8月2日では、アメリカでは、「Legislative Reorganisation Act of 1946」が配布され、日本の刑事賠償制度もこの影響の下で、憲法の中に(第17条の「国家賠償法」と第40条の「刑事補償法」)規定された。しかし、国家賠償法では、刑事賠償制度という規定がなかったため、ここで刑事補償法を中心にして、その歴史を考察とする。通説によれば、旧法と新法の段階に分ける。ここで通説に従う。

(1) 旧法制定の段階

小野清一郎によれば、明治33年国家学会雑誌に掲載された岡田朝太郎博士の「冤罪者に対する国家の賠償制度」という論文は最初のものである⁵。

岡田博士の論文においては、刑事補償の制度と立法例とを紹介されたにとどまり、積極的に国で採用すべきことを主張されたのではない⁶。

しかし、最近では、五藤恵梨子氏の「旧刑事補償法制定史」という研究によると、刑事補償における通説的歴史認識は、小野博士の見解は、客観的事実に反することが判る⁷。該研究成果は、次のような先駆的論議がある。

- ① 堀田正忠『治罪法要論』（博聞社、明治18年）、亀山貞義『刑法講義卷之一』（講法会出版、明治21年）、岡田朝太郎という順番であった。
- ② 大場茂馬博士の大正3年の「誤れる裁判に対する国家の賠償責任」という論文があった。この論文は、積極的に国で採用すべきことを主張したものである⁸
- ③ 末弘巖太郎博士が大正12年7月の雑誌「改造」に「誤判賠償の根本原理」という論文があった⁹。
- ④ 昭和4年の第56回議会では宮古啓三郎ほか9議員により「刑ノ執行又ハ勾留ニ関スル法律案」が提出された。この法案で「補償」という語を用いた。
- ⑤ 昭和5年の第58議会では小俣政一ほか2名の議員により、「国家賠償法案」が提出された。この法案で「賠償」という語を用いた。
- ⑥ 昭和6年、第59議会に「刑事補償法案」を提出することになったのである。この法案は全文19条からなるものである。
- ⑦ 昭和7年1月から実施され、これ法案は、旧法と呼ぶ。

(2) 新法制定の段階

①横井氏の説明によると、旧法の改正案は昭和20年の秋に始まり、その当時に、新憲法草案が発表され、衆議院において国家賠償に関する17条と刑事補償に関する40条とが新に附加して規定された。

② 昭和21年秋に「刑事補償法の一部を改正する法律案の要綱」が議決された。

③ 昭和23年12月の第4回国会に「刑事補償法を改正する法律案」として政府から提案された。

④ 昭和24年、第6回国会に前年の案に相当部分の修正を加えたものを「刑事補償法案」として提出した。この法案は全文24条からなるものである。

⑤ 「刑事補償法」は国会で可決され、昭和25年1月から施行されたのである。

三 中国における刑事賠償法制度の考察

中国の法制史を見ると、特に古代法制の中で、国家賠償又は刑事賠償などの内容は、まったく見られなかった。人民に対して最も残酷なものとは、冤獄（冤罪）と言えよう。各王朝の司

法制度と法律制度の1つの特色とは、冤獄（冤罪）判決の責任を既に裁判官が負うべきことであった¹⁰。国家責任と刑事賠償制度がいつから制定されたか。これについては、次のような諸段階の事情が伺える。

(1) 国民党（旧中国）の刑事賠償制度

① 1936年5月に「中華民国憲法草案」が公布された。この憲法草案の第26条には「公務員が人民の自由又は権利に対して違法に侵害する場合は、法律に基づき、懲戒する以外、刑事又は民事責任を適用するとき、この責任を負わなければならない。被害者の損害に対して法律より国家に賠償請求権を有する」という規定が設けられた。

② 1937年に、「無罪羈押法」を起草し始めた。その後、「刑事補償法草案」という名称が訂正された¹¹。その当時、「七七事変」の関係で放置された。

③ 1946年、民国政府が南京に遷都をし、1947年1月1日憲法を公布した。憲法24条に基づいて、放置された「刑事補償法草案」が再び審議し始めた。1948年、敗戦し台湾に移転した¹²。

④ 1951年、司法行政部法規検討委員会第1次会議で刑事補償法の制定を可決された。同年、台湾省嘉義県議会は立法院に電報を送信し、迅速に（冤獄賠償）法規の制定を要求した。また、同じく彰化、台中、桃園、澎湖等県市も要請した¹³。

④ 1953年、袁良驊等の35名の努力によって「冤獄賠償法草案」を提出し、1959年6月2日に、26条の『冤獄賠償法』が制定され、同年9月1日に公布された¹⁴（1966年、1967年、1983年訂正）。

(2) 新中国の刑事賠償制度

1) 背景

中国では、新民主主義革命時期（新中国成立前期）に、中国共産党の政府が、人民の權益を保護するために、司法の過失的損害に対する色々な保護性の条例が公布された。

① 抗日戦争時期に、頒布された「山東省人権保障条例」の第10条は、「各級政府の公務員が人民の自由又は権利を侵害した場合、法律に基づき、懲戒を受けるほかに、刑事又は民事責任を負わなければならない。損害をこうむる被害者は、法律により賠償を請求することができる」と規定している。

② 1941年に、頒布された「陝甘寧辺区保障人権財権条例」には、「拷問を用いて自白を強要することを禁止し、誤判を必ず正す」と規定されている。

③ 1941年2月に、「陝西辺区の誤って奸を一掃することに関する中共中央の決定」においては、「奸を一掃する運動」中の冤罪に対して徹底的に誤りを正し、重要責任者の職務を解任し、又は軍事法廷に送付して判決を求めるとしていた。冤罪と誤判を防止するためには、辺区高等

法院に裁判制度を厳正に執行することが課された。

④ 1944年に、辺区高等法院は、監獄管理の過失有無の調査結果により、被告人に殴打等の事実を認める上で、同年8月28日「陝甘寧辺区高等法院清理監察所工作總結」は、「人身権を尊重し、違法行為に対して訴訟自由を有することは、わが党又は辺区政府の一貫とした主張であり、……上述した現象はすべて違法行為であり、それらの現象を必ず厳しく禁止しなければならない」と指摘した。

⑤ 1946年3月1日に、「陝甘寧辺区高等法院（指摘字）第1号」の規定は、「過失で誤って拘留した場合、それを無罪に改めて直ちに釈放するほかに、被害者に対して生活困難のレベルによって、政府から物質を補助することができる」としていた。この規定は、中国の司法賠償（刑事賠償）問題に関する初めての法律形式での規定であった。

新中国成立後から10年間「文化大革命」の終わりまでの中国国内では、色々な政治的活動が行われていた。例えば、「反革命者を鎮圧する運動」、「機関内部の三反五反運動」などが行われていた。そのうちに、たくさんの刑事賠償事例が存在していたにもかかわらず、刑事賠償法制が設けられようとはしなかった。

2) 刑事賠償の立法に至る経緯

① 1953年4月7日に、中共中央は、法政機関の冤罪誤判の処理について、「過去の時期に各級人民法院で発生した誤って拘留・逮捕・判決の問題に関する指示」を発した。その内容的には、誤って拘留・逮捕・判決の事例であれば、それを正すべきことを強調し、「誤って拘留・逮捕された者を直ちに釈放させ、必ず無罪に改めなければならない、誤って殺された者の名誉を回復させなければならない」と規定された。冤罪を無罪に正した後、被害者又はその遺族に誠意を持って謝らなければならないとした。また、重大な損失を受けた被害者又は誤って殺した遺族に対して謝罪を行うほかに、情状により必要な補償金を給付することを決めた（これは、ただ生活困難な者を賠償前提とするものであり、刑事賠償を行う制度ではなかった）。

② 1979年に、中国共産党の第3期全会で“解放思想、实事求是”（人々の思想を開放し、客観的事物の法則性を追求し、事実に基づき真理を探求すること）を国の基本方針とすることが明確に打ち出され、「文化大革命」期間に発生した大量の冤罪を清算整理すべきことを決めた。1997年末、中共中央は「中共中央批准最高人民法院党组関与善始善終完成復審冤罪工作几个問題的請示報告」を公布した。これに基づき、各省・市の人民法院に冤罪を再議する組織が設置された。これは、各省市の冤罪に対して最終判決を行う機関であり、これらの機関は、名誉の回復、仕事の復職、補償金の給付、といった3つ賠償方法を講じていた。1984年末、「文化大革命」期間の冤罪の処理は終結を迎えた。

③ 1982年に、現行憲法第41条3項には「国家機関又は公務員によって、公民の権利が侵害され、損失を受けた公民は、法律の規定に従い、賠償を受ける権利を有する」という条文が

制定された。

④ 1986年に、頒布した「民法通則」の第121条には、「国家機関又は国家機関の職員が、職務施行中に、公民及び法人の法律上の権益を侵犯して損害を生ぜしめた場合は、民事責任を負わなければならない」と制定された。

⑤ 1994年5月12日に、「中華人民共和国国家賠償法」が制定され、1995年1月1日に頒布された。これは、刑事賠償制度についても明確に規定している。中国国家賠償法の構成は、日本と異なって行政賠償と刑事賠償とを一括させて制定しているという特徴がある。

むすび

「権利があれば救済がある」(Where There is a Right There is aremedy)という名言がある。「刑事賠償制度」の確立は、特に人権擁護にも大きな意味もつ。長い歴史を持つ中国においては、「刑事賠償制度」の法整備は、先進諸国に比べると立ち遅れているのは明らかである。したがって、「法治国家」を実現するには、その重要な条件である人権擁護・人権救済の法整備を確立しなければならない¹⁵。1995年1月1日に実施された「中華人民共和国国家賠償法」も「中国法治を建設する一里塚」である。特に刑事賠償制度が国賠法の中の一部として制定されるのは、中国法制史上に大きな意味をもち、文化的立法であろう¹⁶。しかし、司法が独立していない中国においては、どのぐらい刑事賠償が機能するか必ずしも明確でない¹⁷。急激に変化する時代に適用できることが期待したい。

<注>

- 1 イギリスの1451年のThomas Young事件である。
- 2 例えば、公務員に対し何の人(Employee of the Government)がその職務を執行するとき(Acting-with in the scope of his office or employment)、過失又は不法行為(Negligent or wrongful act)若しくは不作為(Omission)により身体、財産に損害を加え、国家に損害賠償を請求する権利を有する。
- 3 Bernard, De la réparation des erreurs judiciaires(1871)p.2 (小野清一郎「刑事補償の法理(一)」国家雑誌第46巻第5号、2頁。)
- 4 小野清一郎「刑事補償の法理(一)」国家雑誌第46巻第5号、2頁。
- 5 小野清一郎「刑事補償法の法理」(I、II)国家雑誌46巻5号2頁)
- 6 高田卓爾・刑事補償法(法律全集44)有斐閣、1963年版、2頁以下参照。
- 7 五藤恵梨子「旧刑事補償法制定史」法研会論集第18巻第1・2号、2~3頁参照。
- 8 小野・前掲(注2)、3頁参照。
- 9 末弘巖太郎・「法窓閑話」68頁「はしがき」よる。
- 10 皮純協・何壽生編著『比較国家賠償法』中国法制出版社、1999年3月版、33頁
- 11 劉清波 著『冤獄賠償法』時代書局、1962年3月版、57頁参照。
- 12 劉・前掲(注11)、57頁参照。
- 13 劉・前掲(注11)、57頁参照。
- 14 劉・前掲(注11)、58頁参照。
- 15 中国では、はじめてとする「民告官(民衆が官を訴える)」という法制度は、1989年の『行政訴訟法』であり、その以来、『行政不服審査法』、『国家賠償法』、『行政処罰法』、『立法法』等が制定・実施された(上拂耕生『中国行政訴訟の研究—行政に対する司法的統制の現状と問題—』<明石書店、2003年9

月>、3頁参照)

- 16 中国では、長い封建制度の支配によって、人の思想的な「冤罪を正す」ことは、「竜恩的仁政」であり、または、多くの人は、「良き人は、司法と関与しない」という思いもある。ここでいう文化的な立法とは、(小野清一郎博士は、「刑事補償法の法理(一)」国家雑誌第5巻3頁「これはいうまでもなく重要な一の文化的立法として喜ぶべき収穫である…」で用いた) 国家から個人に施恩ではなく、個人から国家に問責という文化的な変化するものを指す。
- 17 西村幸次郎『グローバル化なかの現代中国法』(成文堂、2003年)、70頁によると「中国では、数千年来、司法と行政は未分離で、かつ行政に従属していたので、行政が司法に介入することがわが国の一つの歴史的伝統となっており、この種の伝統は今に至るも依然として一定の影響を及ぼしている」(王利明『司法改革研究(修訂本)』第2版(法律出版社、2001)、119頁)